

令和7年度

青少年育成埼玉県民会議通常総会

日時 令和7年5月26日（月）午後1時

場所 埼玉県民健康センター大会議室A及びB



青少年育成埼玉県民会議

青少年育成埼玉県民会議	検索
-------------	----



目 次

1 次 第	1
県民会議感謝状贈呈者	2
第1号議案 令和6年度青少年育成埼玉県民会議事業報告	5
第2号議案 令和6年度青少年育成埼玉県民会議決算	16
第3号議案 令和7年度青少年育成埼玉県民会議活動方針、 運動の体系及び事業計画（案）	19
第4号議案 令和7年度青少年育成埼玉県民会議予算（案）	32
2 参考資料	
(1) 青少年育成埼玉県民会議規約	36
(2) 青少年育成埼玉県民会議規約細則	41
(3) 青少年育成埼玉県民会議正会員名簿	48
(4) 青少年育成埼玉県民会議役員名簿	53
(5) 青少年育成埼玉県民会議小委員会委員名簿	54

総 会 次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 感謝状贈呈

4 研修会

講目 子ども食堂の役割と地域における公益的な取組について

講師 一般社団法人埼玉県子ども食堂ネットワーク
代表理事 東海林 尚文 氏

5 議 事

第1号議案 令和6年度青少年育成埼玉県民会議事業報告

第2号議案 令和6年度青少年育成埼玉県民会議決算

第3号議案 令和7年度青少年育成埼玉県民会議活動方針、
運動の体系及び事業計画（案）

第4号議案 令和7年度青少年育成埼玉県民会議予算（案）

6 その他

7 閉 会

**令和7年度青少年育成埼玉県民会議
賛助会員感謝状贈呈者**

令和7年度 県民会議感謝状贈呈者

[50万円表彰（賛助会員）]

(基準)
累計50万円の会費納入（賛助会員）

団 体 名	所在地
浦和北ロータリークラブ	さいたま市
関東信越税理士会埼玉県支部連合会	さいたま市
埼玉医科大学	毛呂山町
埼玉県信用金庫協会	川口市
株式会社埼玉新聞社	さいたま市
埼玉信用組合	本庄市
株式会社埼玉りそな銀行	さいたま市
学校法人城西大学	坂戸市
株式会社武蔵野銀行	さいたま市

[30万円表彰（賛助会員）]

(基準)
累計30万円の会費納入（賛助会員）

団 体 名	所在地
株式会社エフエムナックファイブ	さいたま市

青少年育成埼玉県民会議感謝状贈呈基準

1 趣 旨

この基準は、青少年育成埼玉県民会議（以下「県民会議」という。）に対する財政的支援に功績のあった個人及び団体に感謝状を贈呈し、その功績を讃え、青少年の健全な育成を促すことを目的とする。

2 対象者

- (1)会費納入期間が5年を経過した賛助会員（団体）
- (2)累計で10万円の会費を納入した賛助会員（団体）
- (3)累計で20万円の会費を納入した賛助会員（以降会費納入額が10万円増加するごとに対象者とする。）（団体）
- (4)50万円以上の寄付を行ったもの（個人・団体）
- (5)県民会議事業への協力（少年の主張埼玉県大会、家庭の日ポスターコンクール等への協賛金）の累計が50万円以上のもの（個人・団体）

3 贈呈方法

上記対象者のうち、(1)及び(2)については、感謝状を送付する。

(3)については、対象者となった翌年の県民会議総会において県民会議会長が感謝状を贈呈する。

(4)については、50万円以上の寄付があった翌年の県民会議総会において県民会議会長が感謝状を贈呈する。

(5)については、協賛金の累計が50万円に達した翌年の県民会議総会において県民会議会長が感謝状を贈呈する。

4 選定方法

上記対象者のうち、(1)及び(2)については県民会議事務局で該当する賛助会員を選定する。

(3)ないし(5)については、県民会議事務局で該当するものを選定し、理事会の承認を得て決定する。

第 1 号議案

令和 6 年度青少年育成埼玉県民会議事業報告

令和6年度青少年育成埼玉県民会議事業報告

第1 夢あふれる若者づくり

1 自立・活躍できる健やかな青少年をつくる

(1) 少年の主張埼玉県大会の実施

8月18日(日)さいたま共済会館大ホールにおいて大会を開催した。

ア 応募数

区分	応募総数	最優秀賞	優秀賞	優良賞	佳作
小学生	17,143	1	1	3	2
中学生	15,189	1	1	3	2
高校生・一般	1,882	1	1	3	2
計	34,214	3	3	9	6

イ 第1次審査(作文審査)

- ・小・中学生の部 令和6年6月24日(月)
- ・高校生・一般の部 令和6年6月25日(火)

ウ 第2次審査(主張大会)

- ・日時 令和6年8月18日(日)13時~16時45分
- ・会場 さいたま共済会館大ホール
- ・出場者 15名(小学生5名、中学生5名、高校生5名)
- ・来場者 約100人

エ 審査結果(最優秀賞)

(小学生の部)「価値ある命」

三郷市立桜小学校6年 面来 咲愛

(中学生の部)「その人らしさを大切に」

草加市立谷塚中学校2年 鎌形 ひかり

(高校生・一般の部)「国際問題に対して高校生の私ができること」

筑波大学附属坂戸高等学校3年 中嶋 美紀

なお、中学生の部最優秀賞の鎌形 ひかりさんは独立行政法人国立青少年教育振興機構が主催する「第46回少年の主張全国大会~わたしの主張2024~」に出場し、国立青少年教育振興機構奨励賞を受賞した。

上記のほか、協賛企業等の特別賞を発表者15名から以下のとおり決定した。

- 「Humming Bird未来基金」特別賞(Humming Bird未来基金) 野澤 歩夏
- 「埼玉キワニスクラブ」特別賞(埼玉キワニスクラブ) 中嶋 美紀
- 「ポジティブネットYMCA」特別賞(公益財団法人埼玉YMCA) 鎌形 ひかり
- 「WATABOKU(わたぼく)」特別賞(森乳業株式会社) 越前 心葉
- 「輝け・明るく・裕(ゆたか)に」特別賞(羽石電気工業株式会社) 関根 怜愛

- 「Next Action 埼玉りそな銀行」特別賞（株式会社埼玉りそな銀行） 吉良 真子
- 「テレ玉」特別賞（株式会社テレビ埼玉） 面来 咲愛
- 「埼玉新聞社」特別賞（株式会社埼玉新聞社） 新井 望亜

オ 大会成果のPR

作品集冊子を2,000部作成・配布し大会を広報した。

(2) 地域におけるあいさつの実践等

青少年に対する「日常のあいさつ」や「気遣いの声かけ」を、青少年育成推進員（以下「推進員」という。）が中心となって地域で実践した。

(3) 県のホームページでの情報提供、啓発

ホームページで県民会議の活動状況などの情報発信を行うとともに広報紙「青少年さいたま」をホームページに掲載した。

(4) 啓発資材の貸出

市町村民会議等に対して啓発ビデオの貸し出しを行った。（3団体、6本）

2 夢と希望にあふれる青少年をつくる

(1) 県民運動活性化助成事業補助金の交付

補助団体：24団体 助成額計：918千円（別紙1のとおり）

(2) 青少年の夢や希望を育む事業

県との共催で、チャレンジ精神や創造力、忍耐力等の非認知能力を育成する職業体験を通し、将来の夢の発見、実現を支援する「リアル体験教室」を行った。（別紙2のとおり）

第2 困難な状況に応じた安心安全な環境づくり

1 インターネットを正しく使える青少年をつくる

(1) 業界団体と連携・協働による啓発リーフレットの作成・配付

中学生・高校生を対象にした非行防止リーフレットを作成・配布した。

ア 作成部数 紙媒体6万部及び電子データ

イ 配布時期 6月下旬

ウ 配布対象 県内の全中学生・高校生及びその保護者

(2) インターネット対策のための取組の実施

上記のリーフレットにインターネットの危険性や、フィルタリングの設定、家庭での利用ルール作り等を記載し配布した。

また、学校等からの要請に応じてネットアドバイザーを派遣し、インターネットの危険性や親子での利用ルール作りの大切さ等を啓発する「子供安全見守り講座」を県内各地で開催した。

2 青少年にとって安心安全な環境をつくる

(1) 安心できる居場所づくりの推進

ヤングケアラー、発達障害、不登校などの困難を抱える青少年の現状と支援について紹介するなど、居場所づくりについての理解を深める取組を行った。

(2) 青少年を地域で見守り育てる強調週間の実施

7月の第4土曜日を初日とする1週間を「青少年を地域で見守り育てる強調週間」とし、夏休みにおけるパトロールを依頼した。

(3) 青少年育成推進団体の委嘱

地域での県民運動を推進するボランティアとして、令和6年度末までに64団体(1,299人)に委嘱した。

(4) 非行防止パトロールほか地域の安心安全活動の実施

市町村や市町村民会議等の活動団体に対し、パトロール活動等を実施するよう協力を依頼した。

(5) いじめ問題への取組の実施

11月を「いじめ撲滅強調月間」とし、県と一体となっていじめを根絶していくため集中的に取り組んだ。また、いじめ防止のための啓発品としてオリジナル葉(4,000部)を作成した。

(6) 非行少年の立ち直り支援の実施

7月を「青少年の非行・被害防止強調月間」とし、県が実施する社会を明るくする運動合同キャンペーンに参加した。また、各市町村における啓発活動を促進するため、非行防止リーフレットを提供した。

第3 家族の絆づくり

1 青少年が健やかに育つための家族の絆をつくる

(1) 「家庭の日」ポスターコンクールの実施

ア 応募数

区分	応募総数	最優秀賞	優秀賞	優良賞	入選
小学生	6,218	1	1	2	33
中学生	557	1	1	2	9
計	6,775	2	2	4	42

イ 審査結果(最優秀賞)

(小学生の部)

「みんなで、ラジオたいそう」

春日部市立粕壁小学校4年 鈴木 明那

(中学生の部)

「たくさん遊んだ帰り道」

桶川市立桶川西中学校3年 佐藤 杏咲

ウ 表彰式 令和6年11月24日(日) 知事公館

エ 展 示

・令和7年1月23日(木)～1月31日(金)

県庁 本庁舎第二庁舎間渡り廊下

・令和7年2月27日(木)～3月4日(火)

丸広百貨店川越店 7階エンジョイホール

(2) 家族ふれあいキャンペーンの実施

毎月第3日曜日の「家庭の日」の普及促進を図るため、18歳未満の子供のいる家庭を対象に「家族ふれあいプレゼント」を実施した。

・プレゼント内容

こども動物自然公園招待券、さいたま水族館招待券、農林公園収穫体験チケット(4枚1組で各10組)

・応募者数 2,497名(倍率83.2倍)

(3) 家庭及び地域の教育力を高めるための取組の実施

「若者支援のためのネットワークづくり研修会」

第1回

・テーマ 「ヤングケアラーの現状と課題」

～多機関連携による支援とアプローチ～

・日 時 令和6年7月26日(金) 13時30分～17時

・場 所 浦和コミュニティセンター

・講 師 杏林大学保健学部健康福祉学科 教授・

特定非営利活動法人居場所づくりプロジェクトだんだん・ぱぁ
理事長 加藤 雅江 氏

第2回

・テーマ 「発達障害が疑われる青少年の理解と支援の仕方」

・日 時 令和6年11月5日(火) 13時30分～17時

・場 所 浦和コミュニティセンター ※オンライン併催

・講 師 埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」

主任相談員 及川 毅征 氏

第3回

・テーマ 「オンラインを活用した不登校支援の取組と可能性」

～不登校支援プログラム「room-K」を活用した埼玉県内の事例を参考に～

・日 時 令和7年2月4日(火) 13時30分～17時

※オンライン開催

- ・講師 不登校支援プログラム「room-K」（認定NPO法人カタリバ）
阿久津遊 氏、阿部尚子 氏、河原秀行 氏

第4 地域での活動づくり

Ⅰ 地域や関係団体との連携をつくる

（1）県民会議会員のスキル向上による活動の促進

通常総会において県民会議の会員を対象とした研修を実施した。

ア 日時 令和6年5月27日（月）13時15分～14時15分

イ 講演会

- ・講師 特定非営利活動法人越谷らるご 理事長・
埼玉県ひきこもり相談サポートセンター長 鎌倉賢哉 氏
- ・テーマ 「不登校・ひきこもりとどう向き合うか」

（2）市町村民会議の活動の促進

（3）青少年関係団体の活動の促進

（4）青少年育成推進団体の活動の促進

ア 全体研修会の開催

・日時 令和6年10月18日（金）14時～15時40分

・講演会

- 講師 立正大学文学部社会学科 教授 小宮信夫 氏
- テーマ 「子どもと地域の安全をどう守るか」

－機会なければ犯罪なし－

イ 「青少年育成市町村民会議の事業概要」を作成し、各団体と情報共有した。

（5）地域や学校等との連携の強化

地域での県民運動の浸透を図るため、推進員による学校訪問や地域・学校行事への参画などにより地域や学校等との連携を強化した。

また、広報紙「青少年さいたま」を県内小・中・高等学校に配布し、推進団体の活動の周知に努めた。

（6）基盤の強化

20万円又は30万円以上の会費を納入いただいた賛助会員（団体）3団体について、長年の御支援をいただいたことに対する感謝状を贈呈した。

また、賛助会員情報の県ホームページや広報紙「青少年さいたま」への掲載などを行った。

（7）表彰の実施

優良青少年団体や青少年育成功労者に対する表彰を実施した。

期 日 令和6年11月24日（日）

会 場 知事公館

受賞者 別紙3のとおり

(8) 各種事業の後援

青少年の健全育成に資すると認められる各種事業を後援した。

(9) 県民会議の運営

ア 総会・理事会等の開催

(総会)

令和6年5月27日(月) 県民健康センター大会議室A・B

(理事会)

令和6年5月14日(火) 埼玉会館ラウンジ(オンライン併催)

令和6年10月23日(水) 埼玉会館6C会議室(オンライン併催)

令和7年2月14日(金) 埼玉会館6C会議室(オンライン併催)

(小委員会)

令和6年10月23日(水) 埼玉会館6C会議室

イ 会議・研修会への出席

・令和6年度関東甲信越静地区青少年育成会議

令和6年8月28日(水) 栃木県主催のオンライン開催

別紙Ⅰ

令和6年度県民運動活性化助成事業補助金について

(単位：円)

実施団体名		事業名	交付金額
1	朝霞市青少年育成市民会議	令和6年度地域安全マップ作成講座	28,000
2	桶川市巡回指導員	非行防止活動事業	30,000
3	桶川市青少年健全育成市民会議	地域体験活動事業 2024 親子ふれあいウォーク	50,000
4	(一社)ガールスカウト埼玉県連盟	「テンドーフト・ブラウニー集会」+ ジュニア!! どんぐり植え隊!~ガールスカウト植樹体験	70,000
5	川口市青少年保護育成本部	令和6年度通学合宿	50,000
6	川越市青少年を育てる市民会議	青少年健全育成のための啓発事業	30,000
7	久喜市青少年育成市民会議	青少年健全育成事業	30,000
8	熊谷市青少年健全育成市民会議	熊谷市青少年健全育成・児童虐待防止街頭キャンペーン	30,000
9	鴻巣市青少年育成推進員協議会	青少年健全育成啓発事業	30,000
10	鴻巣市青少年健全育成市民会議	青少年健全育成「市民のつどい」	30,000
11	(一社)埼玉県子ども会連合会	第43回「彩の国21世紀郷土かるた県大会」	50,000
12	(一社)埼玉県里親会	埼玉県里親会70周年行事 さいたまっこフェス	30,000
13	志木市青少年育成市民会議	令和6年度 秋の非行・薬物乱用防止キャンペーン	30,000
14	青少年育成春日部市民会議	第32回かすかべ郷土かるた大会	50,000
15	青少年育成秩父市民会議	秩父市青少年健全育成推進大会	30,000
16	青少年育成八潮市民会議	青少年アニメ・アフレコ体験講座	50,000
17	青少年育成和光市民会議	令和6年度和光市青少年健全育成作文表彰式・発表会	30,000
18	青少年育成蕨市民会議	第31回わらび郷土かるた大会	50,000
19	青少年を育てる狭山市民会議	親子で楽しむ観覧会~XK徒慶イリュージョンショー&講演~	50,000
20	蓮田市青少年育成推進員連絡会	青少年育成推進員連絡会活動費補助	30,000
21	羽生市青少年育成市民会議	子どもを守る110番表示板設置事業	30,000
22	ボーイスカウト埼玉県連盟	第13回埼玉カブラリー	50,000
23	三郷市青少年育成推進委員協議会	家族のふれあいプレゼント事業	30,000
24	八潮市青少年育成推進員協議会	非行防止推進事業	30,000
合計			918,000

令和6年度 夢を見つける！リアル体験教室 実施状況

No.	教室名	講師・協力企業等	開催日	開催場所	定員		参加者数	
					会場	会場+オンライン	会場	オンライン
1	ロボット工学の研究者になりたい①	国立大学法人埼玉大学 教育学部 准教授 野村泰朗氏	7/23(日)	さいたま市	23	23	23	—
2	建築デザイナーになりたい①	ケイアイスター不動産株式会社 代表取締役 塙圭二氏	7/24(月)	さいたま市	12	12	10	—
3	医療機器のスペシャリスト 臨床工学技士になりたい①	埼玉県臨床工学技士会 安藤勝信氏	7/24(月)	さいたま市	18	18	15	—
	医療機器のスペシャリスト 臨床工学技士になりたい②		7/26(水)	さいたま市	18	18	15	—
4	歯と口の健康を守る歯科衛生士になりたい	埼玉県立大学 学長 星文彦氏	7/28(金)	さいたま市	30	30	24	—
5	3Dプリンタを使う作業療法士になりたい	埼玉県立大学 学長 星文彦氏	7/28(金)	さいたま市	15	15	14	—
6	ドッググルーマーになろう①	(一社)ジャパンハッピーグルーミング協会	7/31(月)	越谷市	6	6	6	—
	ドッググルーマーになろう②		7/31(月)	越谷市	6	6	6	—
7	警察官になりたい【第1回】	埼玉県警察本部総務部広報課 広報課長 齋藤克也氏	7/31(月)	越谷市	32	32	28	—
	警察官になりたい【第2回】		8/1(火)	川口市	32	32	32	—
8	水を分析する環境博士になりたい【第1回】	環境科学国際センター 環境科学国際センター長 酒井辰夫氏	8/1(火)	川口市	24	24	18	—
	水を分析する環境博士になりたい【第2回】		8/2(水)	さいたま市	24	24	21	—
9	マンガ家になりたい【第1回】	山田ゴロ氏 山田ココア氏 山田うさこ氏	8/4(金)	さいたま市	30	383	30	124
	マンガ家になりたい【第2回】		8/4(金)	さいたま市	30	257	29	
10	鉄道員になりたい【第1回】	埼玉高速鉄道㈱	8/6(日)	坂戸市	100	100	97	—
	鉄道員になりたい【第2回】		8/10(木)	さいたま市	100	100	95	—
11	弁護士になりたい	埼玉弁護士会	8/10(木)	さいたま市	30	128	28	7
12	パティシエになってケーキを作りたい①	埼玉県洋菓子協会 大宮スイーツ&カフェ専門学校	8/10(木)	越谷市	24	24	23	—
	パティシエになってケーキを作りたい②		8/17(木)	久喜市	24	24	23	—
13	パティシエになってケーキを作りたい 【追加開催】①	埼玉県洋菓子協会 大宮スイーツ&カフェ専門学校	8/17(木)	久喜市	24	24	23	—
	パティシエになってケーキを作りたい 【追加開催】②		8/18(金)	さいたま市	24	24	24	—
14	看護師になりたい	埼玉県立大学 学長 星文彦氏	8/18(金)	さいたま市	40	40	36	—
15	理容師・美容師になりたい① (台風により延期開催)	学校法人埼玉県理容美容専門学校 増村信雄氏	8/21(月)	和光	20	20	10	—
	理容師・美容師になりたい② (台風により延期開催)		8/23(水)	熊谷	20	20	12	—
16	宇宙に近づこう！ 天文学者になりたい	埼玉大学 准教授 大朝由美子	8/23(水)	熊谷	50	50	44	—
17	アナウンサーになりたい①	株式会社テレビ埼玉 代表取締役社長 川原泰博氏	8/24(木)	さいたま市	12	293	12	32
	アナウンサーになりたい②		8/25(金)	熊谷市	12	129	10	
18	ゲームプログラマーになりたい①	学校法人郷学舎 アルスコンピュータ専門学校	8/27(日)	さいたま市	15	15	15	—
	ゲームプログラマーになりたい②		8/27(日)	さいたま市	15	15	13	—
19	新聞記者になってみよう！	株式会社 埼玉新聞社 代表取締役社長 関根正昌氏	9/2(土)	坂戸市	17	17	16	—
20	和菓子の職人になろう①	株式会社梅林堂 代表取締役社長 栗原良太氏	9/9(土)	川口市	10	10	9	—
	和菓子の職人になろう②		9/23(土)	さいたま市	10	10	10	—
21	薬剤師の仕事を体験しよう	学校法人城西大学 学長 藤野陽三	9/7(土)	坂戸市	20	20	17	—
22	管理栄養士になりたい①	ウエルシア薬局株式会社 田中純一氏	9/8(日)	さいたま市	24	24	19	—
	管理栄養士になりたい②		9/8(日)	さいたま市	24	24	20	—
23	デパート店員になりたい	株式会社 丸広百貨店 取締役本店長 関口実氏	9/14(土)	川越市	15	15	13	—
24	映像クリエイターになりたい	SKIPシティ映像ミュージアム	9/8(日)	川口市	21	21	20	—
25	保育士になりたい①	学校法人三幸学園 大宮こども専門学校	9/21(土)	さいたま市	25	25	22	—
	保育士になりたい②		9/21(土)	さいたま市	25	25	22	—
第1期(7~9月開催) 合計					1,001	2,077	904	163

令和6年度 夢を見つける！リアル体験教室 実施状況

No.	教室名	講師・協力企業等	開催日	開催場所	定員		参加者数	
					会場	会場+オンライン	会場	オンライン
26	保健室の先生になりたい!①	埼玉県立大学 学長 星文彦氏	10/1(日)	川越市	28	28	27	—
	保健室の先生になりたい!②		10/1(日)	入間市	28	28	25	—
27	大工さんになりたい	小川工業株式会社 埼玉県建設業組合	10/1(日)	入間市	16	16	15	—
28	役者になりたい①	株式会社LDH JAPAN、 第一生命保険株式会社	10/1(日)	入間市	20	20	20	—
	役者になりたい②		10/1(日)	入間市	20	20	20	—
29	空から埼玉を守る防災航空隊になりたい①	埼玉県防災航空センター 防災航空センター所長 川嶋正樹氏	10/1(日)	入間市	20	20	18	—
	空から埼玉を守る防災航空隊になりたい②		10/1(日)	入間市	20	20	15	—
30	ウェディングスタッフになって結婚式を作ろう	大宮ビューティー&ブライダル専門 学校 増田泰朗氏	10/1(日)	入間市	20	20	19	—
31	バス運転士さんになりたい①	国際興業株式会社 代表取締役社長 南正人氏	10/14(土)	さいたま市	15	15	13	—
	バス運転士さんになりたい②		10/14(土)	さいたま市	15	15	13	—
32	ロボット工学の研究者になりたい	国立大学法人埼玉大学 教育学部 准教授 野村泰朗氏	10/15(日)	さいたま市	27	27	22	—
33	動物たちと働きたい①	学校法人シモノゾ学園 大宮国際動物専門学校	10/21(土)	川島町	30	30	26	496
	動物たちと働きたい②		10/21(土)	川島町	30	30	27	
34	薬局で働く薬剤師になりたい①	株式会社MCCマネジメント 代表取締役社長 松本清雄氏	10/22(日)	さいたま市	12	12	12	—
	薬局で働く薬剤師になりたい②		10/29(日)	加須市	12	12	12	—
第2期(10月～11月開催)合計					313	313	284	—
35	フラワーデザイナーになりたい【第1回】	テクノ・ホルティ園芸専門学校	12/2(土)	さいたま市	20	20	20	—
	フラワーデザイナーになりたい【第2回】		12/2(土)	さいたま市	20	20	18	—
36	科学者になりたい	日本工業大学	12/3(日)	さいたま市	48	48	43	—
37	メディアアーティストになりたい～AIと人の共生	国立大学法人埼玉大学 教育学部 准教授 野村泰朗氏	12/9(土)	宮代町	20	20	17	—
38	建築デザイナーになりたい	ケイアイスター不動産株式会社	12/16(土)	行田市	12	12	11	—
39	宇宙工学者になりたい【第1回】	国立大学法人埼玉大学 教育学部 准教授 野村泰朗氏	12/16(土)	行田市	17	17	17	—
40	研究所の研究者になりたい	国立研究開発法人理化学研究所	1/20(土)	さいたま市	20	20	20	—
41	チアリーダーになりたい	一般社団法人 全日本チアダンス連 盟 理事 尾野日登美氏	9/23(土)	さいたま市	40	40	33	—
42	保育士になりたい【第1回】	学校法人三幸学園 大宮こども専門学校	9/23(土)	さいたま市	25	25	21	—
	保育士になりたい【第2回】		1/28(日)	さいたま市	25	25	23	—
43	宇宙工学者になりたい【第2回】	国立大学法人埼玉大学 教育学部 准教授 野村泰朗氏	2/10(土)	さいたま市	17	17	13	—
44	画家になりたい【第1回】	青木恵美子氏	2/10(土)	さいたま市	14	14	13	—
	画家になりたい【第2回】		2/11(日)	さいたま市	14	14	13	—
45	ゲームプログラマーになりたい【第1回】	学校法人郷学舎 アルスコンピュータ専門学校	2/11(日)	さいたま市	15	15	14	—
	ゲームプログラマーになりたい【第2回】		2/17(土)	さいたま市	15	15	11	—
46	テレビのニュース番組をつくろう	株式会社TBSホールディングス	2/24(土)	熊谷	33	33	31	—
47	コンサートスタッフになりたい	産業文化センター	2/24(土)	熊谷	15	15	14	—
第3期(12月～2月開催)合計					370	370	332	—
令和6年度合計					1,684	2,760	1,520	163

県民会議受賞者等（敬称略・50音順）

1 青少年育成埼玉県民会議表彰

(1) 優良青少年団体賞

熊谷市ジュニアリーダーズクラブ
秩父警察署少年柔道教室

(2) 青少年育成功労賞（個人）

秋元 節子（富士見市）	石川 義久（さいたま市）	石原 寿美恵（本庄市）
市ノ瀬 武寿（志木市）	江口 三郎（さいたま市）	大久保 亨（越谷市）
貴島 貴美子（加須市）	北林 辰哉（上尾市）	木村 功（草加市）
笹倉 玲子（桶川市）	宮澤 浩二（戸田市）	

(3) 青少年育成功労賞（団体）

ガールスカウト埼玉県第38団
深谷地区販売防犯連絡協議会

2 「家庭の日」ポスターコンクール

(1) 最優秀賞

小学生の部 鈴木 明那（春日部市立粕壁小学校4年）
中学生の部 佐藤 杏咲（桶川市立桶川西中学校3年）

(2) 優秀賞

小学生の部 東穂 あかり（春日部市立中野小学校6年）
中学生の部 関根 明美里（熊谷市立荒川中学校3年）

(3) 優良賞

小学生の部 荒畑 心虹（飯能市立加治小学校6年）
高橋 一柁（春日部市立備後小学校3年）
中学生の部 岡村 梨花（川越市立川越第一中学校1年）
橋本 桜羽（久喜市立鷲宮東中学校2年）

(4) 特別賞

「埼玉県映画協会」特別賞	植村 柑太郎（久喜市立栗橋西中学校1年）
「株式会社イワコー」特別賞	吉田 蒼琉（飯能市立美杉台小学校1年）
埼玉県美術教育連盟 特別賞	茂木 には（行田市立忍小学校1年）
「テレ玉」特別賞	坂田 紗雪（伊奈町立南小学校4年）

第2号議案

令和6年度青少年育成埼玉県民会議決算

令和6年度青少年育成埼玉県民会議決算

自 令和6年4月 1日
至 令和7年3月31日

収入の部

(単位：円)

項目	当初予算額 (A)	収入済額 (B)	比較増減額 (B-A)	摘要
1 会費	1,249,000	1,193,000	-56,000	
2 補助金等	4,200,000	4,048,707	-151,293	
(1) 県	3,500,000	3,500,000	0	インターネット237 育成推進団体648 少年の主張807 県民会議運営1,808
(2) (独)国立青少年教育振興機構	700,000	548,707	-151,293	少年の主張全国大会委託料
3 事業収入	650,000	630,000	-20,000	協賛金(リーフレット9団体、少年の 主張7団体、ポスター1団体)
4 諸収入	1,000	1,592	592	
(1) 預金利子	1,000	1,592	592	
(2) 雑入	0	0	0	
5 繰越金	1,963,000	1,963,339	339	
合計	8,063,000	7,836,638	-226,362	

支出の部

(単位：円)

項目	当初予算額 (A)	支出済額 (B)	執行残額 (A-B)	摘要
1 夢あふれる若者づくり	2,605,000	2,465,970	139,030	
(1) 少年の主張大会	1,505,000	1,394,146	110,854	大会開催経費、賞状、作品集
(2) 県民運動活性化助成事業補助金	890,000	923,720	-33,720	24団体
(3) 青少年の夢や希望を育む事業	210,000	148,104	61,896	リアル体験教室共催経費
2 安心安全な環境づくり	1,833,000	1,052,401	780,599	
(1) 啓発リーフレットの作成	589,000	165,880	423,120	非行防止リーフレット、間バイト加担 防止啓発品、いじめ防止啓発品
(2) インターネット対策	524,000	237,820	286,180	
(3) 青少年育成推進団体委嘱	720,000	648,701	71,299	研修会開催経費、ボランティア保険
3 家族の絆づくり	530,000	442,010	87,990	
(1) 家庭の日ポスターコンクール	480,000	442,010	37,990	募集ポスター、入賞者副賞等
(2) 家族ふれあいキャンペーン	50,000	0	50,000	
4 地域での活動づくり	2,345,000	2,268,315	76,685	
(1) 県民会議表彰	195,000	125,581	69,419	表彰式開催経費、賞状等
(2) 県民会議運営	2,150,000	2,142,734	7,266	諸会議開催経費、臨時職員雇用経費等
5 予備費	750,000	0	750,000	
合計	8,063,000	6,228,696	1,834,304	

剰余金

7,836,638 円(収入済額) - 6,228,696 円(支出済額) = 1,607,942 円

剰余金の処理

次年度繰越金へ充てる

令和6年度青少年育成埼玉県民会議積立金

(単位：円)

項目	6年度への繰越金	6年度中増減額	6年度末額	摘要
繰越金	724,622		724,622	
取崩額		0	0	
運用利子		12	12	
合計	724,622	12	724,634	

令和6年度青少年育成埼玉県民会議財産目録

(単位：円)

資産の部		
科目	金額	
1 現金・預金		
武蔵野銀行普通預金	1,298,605	
武蔵野銀行普通預金	0	
埼玉りそな銀行普通預金	309,337	
埼玉りそな銀行定期預金	724,634	
流動資産計	2,332,576	
2 備品		
デジタル一眼レフカメラ		
プロジェクター一式		
資産合計	2,332,576	
負債の部		
科目	金額	金額
負債合計		0
正味財産		2,332,576

監査報告書

令和6年度収支決算及び会務の執行につき、監査の結果これを適正と認めます。

令和7年 4月 25日

青少年育成埼玉県民会議

監事

宮本 智

監事

羽石 貴裕

第3号議案

令和7年度青少年育成埼玉県民会議活動方針、
運動の体系及び事業計画（案）

令和7年度

青少年育成埼玉県民会議活動方針、運動の体系及び事業計画（案）

I 活動方針

1 基本理念

青少年の健全育成は、全ての県民や組織がそれぞれの責任や役割に応じて担うべき社会的責務である。

県民会議においては、県行政との一体的推進を基本にして、県民の総意を結集し、連携・協働による健全育成活動を推進する。

2 活動の背景

超少子高齢社会の到来や、急速なグローバル化の進展、超スマート社会の実現に向けたデジタル技術の発展など、青少年を取り巻く環境は大きく変化している。

一方、青少年に目を向けると、いじめや不登校、貧困などの問題に加え、ヤングケアラーに関する問題、性の多様性への意識の高まりなど、新たな課題が顕在化しているほか、SNS等に関しては、これに起因する犯罪被害やネット上の誹謗中傷に止まらず、これらを介した青少年の重大犯罪への加担が大きな社会問題となっている。

このような中、令和5年にこどもの権利と福祉にかかる施策を総合的に推進することを目的としたこども基本法が施行され、こどもの最善の利益を第一に考え、当事者の意見を政策に生かす「こどもまんなか社会」を目指すこととなった。本県においても「埼玉県こども・若者計画」により、これまでの取組の充実を図りつつ、新たな課題に対応する具体的な施策を決定したところである。

当県民会議においても、青少年の成長に関わる姿勢を見直し、その一人一人が「権利の主体」であることを再認識した上で、青少年の声を社会に届け、或いは夢や希望を持ちながら成長・活躍できる人材を育成することに意を用いる必要がある。

そうした認識を保護者（養育者）、地域、学校と共有し、社会全体で青少年を見守り育てていくこととする。

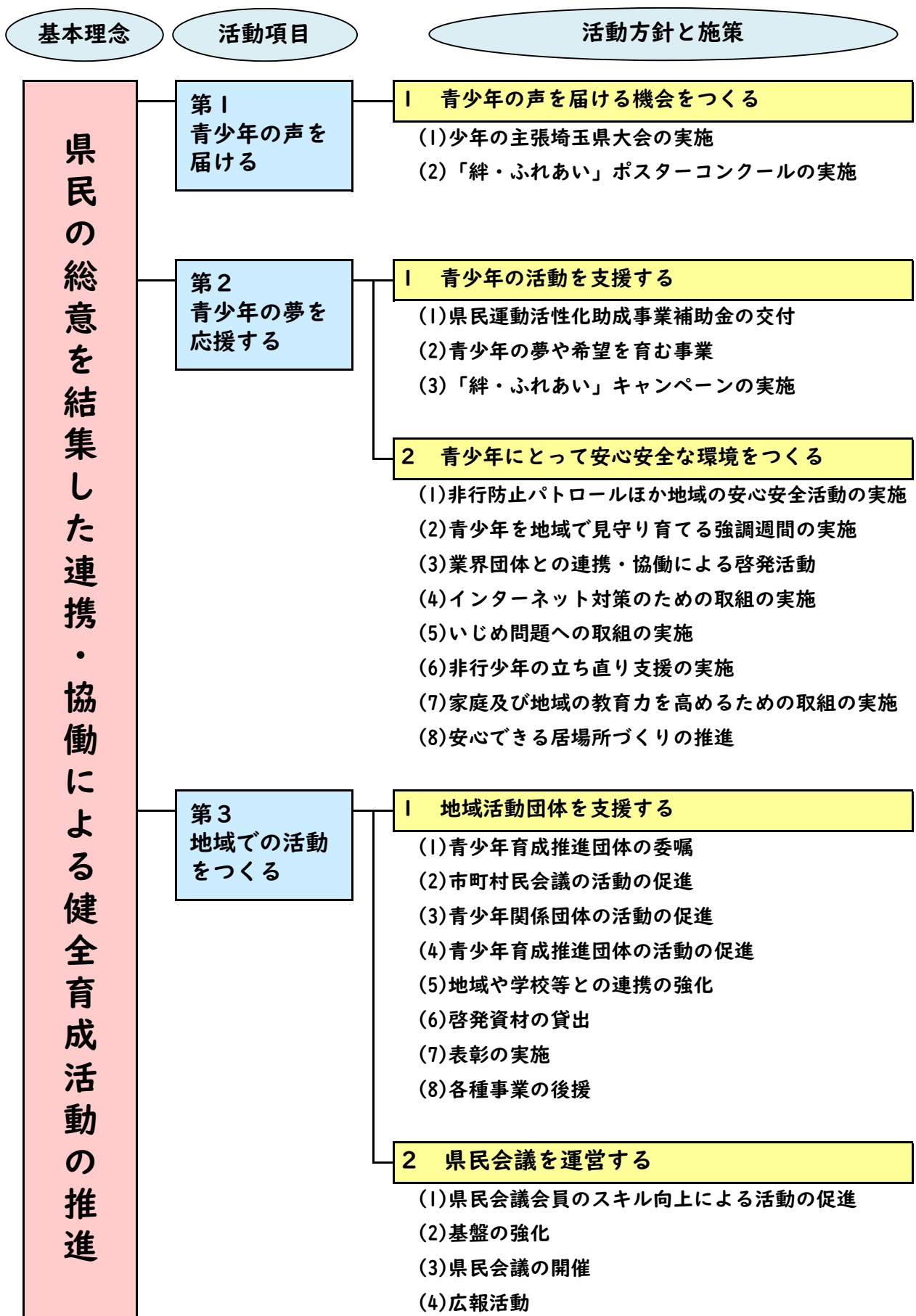
3 活動項目

活動の背景を踏まえ、県民会議においては、学校や家庭、地域はもとより、民間企業などと連携・協働しながら、以下の内容を活動項目とした県民運動を積極的に展開する。

- (1) 青少年の声を届ける
- (2) 青少年の夢を応援する
- (3) 地域での活動をつくる

また、青少年の健全育成に関わる地域での活動の輪を更に大きく広げて、地域社会全体を巻き込んだ県民運動を展開する。

II 運動の体系



Ⅲ 事業計画

第1 青少年の声を届ける

1 青少年の声を届ける機会をつくる

(1) 少年の主張埼玉県大会の実施

青少年が広い視野に立って物事を考える力を養うとともに、自分自身を見つめ直す契機とするとともに、WEB掲載、作品集冊子の作成・配布等により青少年の意見を広く社会に発信する。また、不登校児童生徒などの意見発信の機会を増やすため、新たにフリースクール等への周知を行う。

(2) 「絆・ふれあい」ポスターコンクールの実施

子どもたちが様々な人たちとふれあい、絆を深め、夢や希望を持ちながら成長・活躍している様子を描いた作品を通じて、お互いに支え合って生きていることを理解するため、ポスターコンクールを企業等と連携して実施する。また、WEB作品集を制作するとともに、展示会を開催し広くPRする。

第2 青少年の夢を応援する

1 青少年の活動を支援する

(1) 県民運動活性化助成事業補助金の交付

県民運動を全県に広く普及させるため、正会員である団体や青少年育成推進団体が行うこどもの体験活動などの健全育成活動や非行防止に向けたパトロール活動などの活性化に向けた支援を行う。特に、子どもたちの体験活動の機会の減少や、体験格差の拡大が課題となっていることから、子どもたちの体験機会の充実に資する事業について、新規に実施する場合には補助額を上乗せするなど、積極的に支援していく。

(2) 青少年の夢や希望を育む事業

県との共催で、チャレンジ精神や創造力、忍耐力等の非認知能力を育成する職業体験を通し、将来の夢の発見、実現を支援する「リアル体験教室」を実施する。また、実施に際しては、児童福祉施設やジュニア・アスポート教室、こども食堂、フリースクール等の優先参加枠を設定し、家庭環境等により体験活動の機会に恵まれない児童の体験機会の確保に努める。

(3) 「絆・ふれあい」キャンペーンの実施

ア 県と協働で実施するもの

旅行会社や飲食店、レジャー施設等の協力により、家族割引等のサービスを提供する「パパ・ママ応援ショップ事業」と連携し、家族のふれあいを深めるきっかけづくりを支援する。

また、8月を「彩の国絆・ふれあい月間」としてPRする。

イ 民間との協働で実施するもの

レジャー施設の招待券などのプレゼントを様々な広報ツールを用いて県民に伝え、家族等がふれあう機会を提供する。

2 青少年にとって安心安全な環境をつくる

(1) 非行防止パトロールほか地域の安心安全活動の実施

ア 地域におけるあいさつの実践

青少年に対する「日常のあいさつ」や「気遣いの声かけ」を県民に呼びかけるとともに、青少年育成推進団体が中心となって地域でこどもを見守る活動の取組を推進する。また、日本に在住している外国人のこどもたちへの声かけ・見守りや地域を訪れる諸外国の方々との交流を推進していく。

イ 非行防止パトロール等の実施

地域の実情に応じ、青少年育成推進団体や市町村民会議による少年たちへの積極的な声かけを行う非行防止パトロールや繁華街の夜間巡視等を実施するとともに、声かけ時等において、インターネット上で違法な行為の実行役などを募る「闇バイト」や自画撮り被害防止等に係る普及啓発を行う。また、こどもたちの安心・安全を図るため、通学時間帯における見守りを強化するとともに、いじめの兆候となる行動が見られるか留意する。その他市町村や自治会などが実施するキャンペーンやパトロールなどの見守り活動に参加・協力し、地域の安心安全活動を行うとともに、非行防止パトロール研修を行い、スキルアップを図る。

(2) 青少年を地域で見守り育てる強調週間の実施

7月の第4土曜日を初日とする1週間を「青少年を地域で見守り育てる強調週間」とし、夏休みにおける非行防止活動等の気運を盛り上げる。

(3) 業界団体との連携・協働による啓発活動

業界団体との連携を強化し、業界団体の協賛による中学・高校生向け健全育成・非行防止リーフレットを作成・配布する。

(4) インターネット対策のための取組の実施

こどもたちがデジタル社会の様々なリスクに対処して安全を確保しつつ、自身の目的に応じて適切に情報やICTを利活用できるよう、県、学校、地域の関係団体等と協働し、インターネット対策の普及・啓発を図る。そのため、保護者やこどもたちにインターネットのメリット・デメリット、適切な利用について啓発する「こども安全見守り講座」(県事業)を実施し、保護者の見守る力とこどもたちのインターネットリテラシーの向上を図る。

(5) いじめ問題への取組の実施

大きな社会問題となっているこどものいじめ問題については、県が定めた11月の「いじめ撲滅強調月間」を中心に、学校の中だけではなく、地域と連携して根

絶に向けて取り組む。また、いじめ問題の防止をはじめ、社会全体で青少年を見守り、育てていく取組に資する啓発品を作成・配布する。

(6) 非行少年の立ち直り支援の実施

県が行う関係機関や民間団体と連携した非行少年の立ち直り支援の取組に対し、体験活動の場の提供などにより協力する。また、地域における青少年の再非行防止の機運醸成に向けた取組を促進する。

(7) 家庭及び地域の教育力を高めるための取組の実施

家庭の教育力の向上を図るため、特に思春期を迎えるこどもたちを抱える親やこれを支える地域がこどもとどのように向き合うべきかを学習する研修を県と連携して開催する。

(8) 安心できる居場所づくりの推進

こども食堂など、こどもが安心して過ごせる居場所づくりを推進し、地域の中でこどもを見守り支えていく取組を広げていく。

第3 地域での活動をつくる

1 地域活動団体を支援する

(1) 青少年育成推進団体の委嘱

地域での県民運動を推進するボランティア団体として、青少年育成推進団体を委嘱し、活動を支援する。任期は令和7年4月1日から2年間である。

(2) 市町村民会議の活動の促進

各市町村において県民運動を中心的に担う組織として、市町村民会議の活動を活性化するとともに、未設置市町村に対し設置を働きかける。

ア 市町村民会議全体連絡会議の開催

県民会議と市町村民会議との連絡を円滑に行うとともに、市町村民会議相互の連携を強化するため、必要に応じて開催する。

イ 市町村民会議との意見交換の場の設置

市町村民会議の現状や課題、県民会議に対する要望等を把握するため状況に応じて設ける。

ウ 市町村民会議の活動事例収集・発表

市町村民会議の活動を一層活性化するため、他の活動の参考となる活動事例を収集し、情報提供するとともに発表の機会を設ける。

(3) 青少年関係団体の活動の促進

県民運動の一層の推進を図るため、青少年団体及び青少年育成団体間の連携を強化するとともに、地域における青少年健全育成の県民運動を浸透させ、青少年育成活動の活性化を促進する。

(4) 青少年育成推進団体の活動の促進

ア 全体研修会の開催

団体活動員の知識と資質の向上を図り、青少年育成推進団体による健全育成活動に資するために開催する。

イ 代表推進員連絡会議の開催

県民会議と代表推進員との連絡を円滑に行うとともに、団体活動員による健全育成活動と県や県民会議の施策等との連動を図るために開催する。

ウ 団体活動員の活動に必要な資機材や啓発物の提供

(5) 地域や学校等との連携の強化

地域における県民運動の浸透を図るため、団体活動員による学校訪問、地域や学校行事等への参画などにより地域や学校等との連携を強化する。また、連携しやすい環境を整備するため、県民運動のより一層の周知を図る。

(6) 啓発資材の貸出

市町村民会議等に対し、啓発DVDの貸し出しを行う。

(7) 表彰の実施

模範的な活動を行っている優良青少年団体や顕著な功績のあった青少年育成功労者に対する表彰を実施する。

(8) 各種事業の後援

青少年の健全育成に資すると認められる各種事業を積極的に後援することにより、県民運動のより一層の周知を図るとともに、各種団体と幅広く連携を図る。

2 県民会議を運営する

(1) 県民会議会員のスキル向上による活動の促進

市町村民会議、青少年団体及び青少年育成団体など県民会議会員の人材育成を図り、青少年を取り巻く厳しい環境を背景に、様々な問題を抱えるこどもたちに対応できるスキルを向上させ、地域における青少年育成活動の活性化を促進する。

(2) 基盤の強化

県民会議の基盤を強化するため、賛助会員（団体）の増強や会員相互の連携・協働に取り組む。

ア 賛助会員（団体）の増強

賛助会員（団体）の勧誘・増加に努める。県事業の協力企業に対し、県民会議の活動内容を紹介する広報紙と入会案内を送付するなど、勧誘を強化する。また、5年を経過した賛助会員（団体）及び累計で10万円の会費を納入した賛助会員（団体）に対して感謝状を送付するほか、累計で20万円の会費を納入した賛助会員（団体）に感謝状を贈呈する。（以降会費納入額が10万円増加するごとに感謝状を贈呈する。）また、50万円以上の寄付や、協賛金など県民会議事業への協力が累計で50万円あったときに感謝状を贈呈する。さらに、賛助会員情報のホー

ムページへの掲載や広報紙へ企業のCSR活動や事業内容の掲載を行う。

イ 賛助会員（団体）との連携・協働の強化

既存事業の効果をより一層高めるとともに、少年の主張大会やポスターコンクールを中心に、賛助会員（団体）や趣旨に賛同する団体等と連携・協働する事業等を積極的に開拓する。

(3) 県民会議の開催

各種会議の開催等、県民会議の運営を行う。

(4) 広報活動

県のホームページや県公式SNS（X等）、県民会議広報紙「青少年さいたま」等において、県民会議の活動状況などの情報発信を推進する。

別紙4

令和7年度「絆・ふれあい」ポスターコンクール 実施要領

1 趣 旨

「絆・ふれあい」をテーマにしたポスターを募集し、広く展示することで、こどもたちが日常生活における人とのふれあいやつながりを再認識し、地域社会ではお互い支え合って生きていることを理解する機会とします。人と関わることは時には大変なこともあります。人と関わりはこどもたちの成長の糧となるものであり、心に残る1シーンを振り返り、その大切さを見つめ直してもらおうというものです。

また、こどもたちの抱く思いを知り、地域全体で青少年を支え育てる環境づくりを推進する契機とします。

2 主 催

埼玉県・埼玉県教育委員会・青少年育成埼玉県民会議

3 協 賛

羽石電気工業株式会社・生活衛生同業組合埼玉県映画協会・株式会社イワコー・埼玉県美術教育連盟・テレ玉

4 後 援

埼玉県市長会・埼玉県町村会・埼玉県市町村教育委員会連合会・埼玉県公立小学校校長会・埼玉県中学校長会・一般社団法人埼玉県私立中学高等学校協会・埼玉県特別支援学校校長会・埼玉県PTA連合会・埼玉県特別支援学校PTA連合会・埼玉県私立小学校中学校高等学校保護者会連合会・読売新聞さいたま支局・埼玉新聞社・NHKさいたま放送局・FM NACK5

5 募集作品及び応募方法

別添の応募方法のとおり

6 入賞作品の選考

- (1) 応募作品の中から審査で入選作品（兩部門合計で50点）を選定します。
- (2) 入選作品の中から次の各賞を決定し、賞状及び記念品を贈ります。

賞名	小学生の部	中学生の部
最優秀賞（知事賞）	1 点	1 点
優秀賞（教育長賞）	1 点	1 点
優良賞（県民会議会長賞）	2 点	2 点

- (3) 審査は学校教育関係者等で行います。
- (4) 入選作品はホームページで紹介するとともに、広報等に活用します。
- (5) 応募作品の中から特別賞を決定し、賞状等を贈ります。
 - 「輝け・明るく・裕（ゆたか）に」特別賞（羽石電気工業株式会社） 1点
 - 「埼玉県映画協会」特別賞（生活衛生同業組合埼玉県映画協会） 1点
 - 「株式会社イワコー」特別賞（株式会社イワコー） 1点
 - 埼玉県美術教育連盟 特別賞（埼玉県美術教育連盟） 1点
 - 「テレ玉」特別賞（株式会社テレビ埼玉） 1点

7 応募期限及び応募先

(1) 応募期限 令和7年9月9日(火) (必着)

(2) 応募先 青少年育成埼玉県民会議事務局

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 (埼玉県青少年課内)

TEL048(830)2912 FAX048(830)4754

※筒状に丸めると作品にしわが入り痛みますので、必ず平らな状態でお送りください。

8 表彰式

令和7年11月にさいたま市内で行う予定です。

9 作品展

令和7年12月から令和8年2月の間で行う予定です。



埼玉県マスコット「コバトン」

令和7年度「絆・ふれあい」ポスターコンクール応募方法

1 応募条件

こどもたちが様々な人たちとふれあい、絆を深め、夢や希望を持ちながら成長・活躍している様子を描いたもの。

文字の記載も可（例 絆、ふれあい）

2 応募資格

- ・県内在住又は在学の小・中学生（令和7年4月1日現在）

3 応募作品の規格

- ・4つ切り、8つ切り、B3、B4、A3の画用紙又はケント紙を使用することとし、描画材料は自由とします。（パネル不要）
- ・応募は一人一作品（未発表のもの）とします。
- ・入選作品の著作権は主催者に帰属します。
- ・応募の際には作品の裏側に添付票を貼付し、応募票を添えて提出してください。

4 応募方法（様式は青少年育成埼玉県民会議のホームページからダウンロードできます。）

個人	<p>・作品の裏に添付票（別紙様式5の下半分）を貼付し、応募票（別紙様式5の上半分）を添えて御応募ください。</p> <p>※お一人様1点までの応募となりますので、学校や市町村等を経由して、複数から応募があった場合は失格とします。</p>
学校	<p>各学校で取りまとめて応募される場合は、各学校で作品を<u>6点以内</u>に取りまとめ、各作品の裏に添付票（別紙様式2）を貼付し、応募票（別紙様式1）を添えて御応募ください。</p>
青少年育成市町村民会議等	<p>・市町村、青少年育成市町村民会議等で同様のコンクールを行っている場合は、応募期限前1年以内に開催されたコンクールに出品された作品を応募できます。その場合、応募作品は<u>9点以内</u>とし、各作品の裏に添付票（別紙様式4）を貼付し、応募票（別紙様式3）を添えて御応募ください。</p> <p>なお、応募に当たっては、学校に事前に連絡してください。</p> <p>・市町村、青少年育成市町村民会議等が学校からの推薦作品をとりまとめて応募する場合は<u>各学校6点以内</u>としてください。その場合も、各作品の裏に添付票（別紙様式4）を貼付し、応募票（別紙様式3）を添えて御応募ください。</p>
絵画教室	<p>・絵画教室からの推薦の場合、応募作品は9点以内とし、各作品の裏にポスター添付票（別紙様式2）を貼付し、応募票（別紙様式1）を添えて御応募ください。</p>
その他	<p>・別紙様式中の学校名や学年は<u>令和7年度時点</u>のものを記入してください。</p> <p>・入賞・入選作品の応募者には、10月末頃に事務局からお知らせします。</p>

5 応募期限

令和7年9月9日（火）（必着）

6 応募先

青少年育成埼玉県民会議事務局

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1（埼玉県県民生活部青少年課内）

TEL 048(830)2912 FAX 048(830)4754

7 その他

(1) 作品が傷みますので、丸めずに、平らな状態でお送りください。

(2) 複数作品を重ねて送る際は、作品同士で貼りついたりしないよう配慮してください。

(3) 応募作品は原則として返却しません（2年間保管後、廃棄します）。

(4) ただし、返却を希望される場合は、下記の日程以降、事前に事務局に連絡の上直接取りに来られるか、送料着払いによりお返しします。

・選外の作品：令和7年11月～

・入賞・入選の作品：令和8年9月～

※ 保管期限：令和9年9月末まで

(5) 推薦作品（当事務局にお送りいただいた作品）を描かれた児童・生徒には記念品をお贈りします。

青少年育成埼玉県民会議は、次代を担う青少年の健全育成のために
以下の企業・団体の皆様に賛助会員として御協力いただいています。（五十音順）



赤城乳業(株)	埼玉キワニスクラブ	生活衛生同業組合埼玉県映画協会	(株)広野
アゲインメディカルクリニック	埼玉県小売酒販組合連合会	生活協同組合コープみらい	本田技研工業(株)埼玉製作所
(株)アドアニモ	埼玉縣信用金庫	たっけーブログ	(株)マイクロミニスター
アルディーチャ後援会	埼玉県信用金庫協会	たつみ印刷(株)	増幸産業(株)
(株)イワコー	埼玉県ボウリング場協会	(有)つじ	みはし(株)
浦和北ロータリークラブ	(株)埼玉シミズ	(株)テレビ埼玉	(株)武蔵野銀行
(株)エフエムナックファイブ	(株)埼玉新聞社	東洋パーツ(株)	(株)メディアグロース
エモーショナルリンク(同)	埼玉信用組合	(株)東和銀行	森乳業(株)
化研興業(株)	埼玉トヨペット(株)	中沢乳業(株)	(株)八木橋
カネパッケージ(株)	埼玉ホーチキ(株)	日本生命保険相互会社さいたま支社	ヤマノブログ編集部
関東自動車(株)	(株)埼玉りそな銀行	(株)日本標準統合物流センター	(株)ラパヌイ
関東信越税理士会埼玉県支部連合会	(株)シナブルリンク	(株)ハイデイ日高	(株)LIFRELL
クリックアンドペイ(同)	(株)篠塚製作所	羽石電気工業(株)	(株)Regalo
ゲーテメンズクリニック	(学)城西大学	Humming Bird未来基金	
(株)サイサン	Star sea	東日本電信電話(株)埼玉事業部	
埼玉医科大学	(株)スライヴケア	平田精工ジャパン(株)	

第4号議案

令和7年度青少年育成埼玉県民会議予算（案）

令和7年度青少年育成埼玉県民会議予算（案）

自 令和7年4月1日
至 令和8年3月31日

収入の部

（単位：千円）

項目	7年度予算額 (A)	前年度当初予算額 (B)	比較増減額 (A-B)	摘要
1 会費	1,188	1,249	-61	
2 補助金等	4,000	4,200	-200	
(1) 県	3,500	3,500	0	インターネット290 育成推進団体849 少年の主張826 県民会議運営1,535
(2) (独)国立青少年教育振興機構	500	700	-200	少年の主張全国大会委託料
3 事業収入	640	650	-10	非行防止リーフレット 協賛金280 少年の主張大会 協賛金 300 ポスターコンクール協賛金 60
4 諸収入	1	1	0	預金利子
5 繰越金	1,607	1,963	-356	
合計	7,436	8,063	-627	

支出の部

（単位：千円）

項目	7年度予算額 (A)	前年度当初予算額 (B)	比較増減額 (A-B)	摘要
1 青少年の声を届ける	2,035	1,985	50	
(1) 少年の主張大会	1,505	1,505	0	
(2) 絆・ふれあいポスターコンクール	530	480	50	(旧)家庭の日ポスターコンクール
2 青少年の夢を応援する	2,010	2,263	-253	
(1) 県民運動活性化助成事業補助金	1,250	890	360	
(2) 青少年の夢や希望を育む事業	210	210	0	
(3) 絆・ふれあいキャンペーン	50	50	0	(旧)家族ふれあいキャンペーン
(4) 啓発活動	200	589	-389	(旧)啓発リーフレット作成
(5) インターネット対策	300	524	-224	
3 地域での活動をつくる	3,195	3,065	130	
(1) 青少年育成推進団体委嘱	850	720	130	
(2) 県民会議表彰	195	195	0	
(3) 県民会議運営	2,150	2,150	0	
4 予備費	196	750	-554	
合計	7,436	8,063	-627	

令和7年度青少年育成埼玉県民会議予算（案）

積立金の運用について

（単位：円）

項 目	令和7年度への繰越金	7年度中増減予定額	7年度末予定額	摘要
繰越金	724,634		724,634	
取崩額				
運用利子		12	12	
合 計	724,634	12	724,646	

参 考 资 料

青少年育成埼玉県民会議規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会議は、青少年育成埼玉県民会議と称する。

(事 務 所)

第2条 この会議の事務所を埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番地1号
埼玉県県民生活部青少年課内に置く。

(目 的)

第3条 この会議は、青少年問題のもつ重要性にかんがみ、広く県民の総意を結集し、
次代を担う青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この会議は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 家庭の健全化を図るための事業
- (2) 社会環境の浄化を図るための事業
- (3) 勤労青少年の生活条件等を改善するための事業
- (4) 青少年の健全育成施設を整備するための事業
- (5) 青少年がその誇りと責任についての自覚を高めるための事業
- (6) 健全な青少年グループの育成を図るための事業
- (7) 体育及びレクリエーションを奨励するための事業
- (8) 青少年の非行及び事故防止のための事業
- (9) その他この会議の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第5条 この会議の会員は、正会員及び賛助会員の2種とする。

2 正会員は、この会議の目的に賛同して入会した個人及び団体とする。

3 賛助会員は、この会議の目的に賛同し、この会議の運営に協力する個人及び法人又は団体とする。

(会 費)

第6条 この正会員及び賛助会員は、次に定める会費を収めなければならない。

- | | |
|-------------------|---------------------|
| (1) 個人である正会員 | 年額 3,000円 |
| (2) 法人又は団体である正会員 | 年額 5,000円 |
| (3) 個人である賛助会員 | 年額 103,000円とし、10以上 |
| (4) 法人又は団体である賛助会員 | 年額 1010,000円とし、10以上 |

(入 会)

第7条 会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

2 会員は、正会員については、前項の承認をするときは理事会の議を経なければならない。ただし、会長において、理事会を開催するいとまがないと認めるときは、理事会の議を経ることなく、入会を承認することができる。この場合、会長は次の理事会に報告し、その承認を求めなければならない。

(退 会)

第8条 会員が退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

2 会員が会費を2年以上納入しないときは、退会したものとみなす。

(除 名)

第9条 会員がこの会議の名誉をき損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたときは、総会において出席者の4分の3以上の議決により、除名することができる。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員がすでに納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役 員

(種別及び選任)

第11条 この会議に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理 事 (会長及び副会長を含む。) 25名以上35名以内
- (4) 監 事 2名

2 理事及び監事は、総会において正会員の中より選任する。

3 会長及び副会長は、理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職 務)

第12条 会長は、この会議を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

4 監事は、会計及び会務執行の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

(任 期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前者の残任期間とする。

2 役員は再任することができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(解 任)

第14条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

(顧問及び参与)

第14条の2 この会議に顧問及び参与をおくことができる。

2 顧問及び参与は会長が委嘱する。

3 顧問は会長の諮問に応ずる。

4 参与は理事会に出席し、意見をのべることができる。

第4章 事務局及び職員

(設置及び職員)

第15条 この会議の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長その他所要の職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

3 職員は、有給とする。ただし、会長が必要と認め、埼玉県職員のうちから任命した職員の給与は、無給とする。

(組織及び運営)

第16条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議を経て、会長が別に

定める。

第5章 会 議

(種 別)

第17条 この会議の会議は、総会、理事会及び小委員会の3種とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 小委員会は、理事の中から会長の推薦により理事会の承認を受けた理事9名以内をもって構成する。

(権 能)

第19条 総会は、この規約に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び予算の決定

(2) 事業報告及び決算の承認

(3) その他この会議の運営に関する重要な事項

2 理事会は、この規約に別に規定するもののほか、次の事項を議決をする。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3 小委員会は、次の事項の協議をする。

(1) 総会、理事会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 理事会に付議すべき事項のうち会長が指定した事項

(3) その他総会、理事会の議決を要しない会務に関する事項

(開 催)

第20条 通常総会は、毎年1回、会計年度終了後2ヶ月以内で開催する。

2 臨時総会は、理事が必要と認めるとき、又は総会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

3 理事会は、会長が必要と認めるとき、又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

4 小委員会は、会長が必要と認めるとき開催する。

(招 集)

第21条 会議は、会長が招集する。総会を招集するには会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第22条 総会、理事会及び小委員会の議長は、会長がこれにあたる。

(定 足 数)

第23条 会議は、総会においては会員、理事会においては理事、小委員会においては委員がそれぞれ2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第24条 総会の議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

3 会長は、必要があると認めるときは、書面をもって、総会においては会員、理事会においては理事、小委員会においては委員に意見を求めて、それぞれの会議の議決に代えることができる。

(書面表決等)

第25条 やむを得ない理由のために会議に出席できない会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 会議の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した会員の数又は理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した会員又は理事の中からその会議において選出された議事録署名人2名以内が署名しなければならない。

(会長専決)

第27条 会長は、事業の執行上やむを得ない場合又は軽易な事項については、これを専決することができる。

2 前項の規定により専決したときは、これを次の理事会に報告しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 この会議の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 国及び埼玉県の助成金
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第29条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第30条 この会議の経費は、資産をもって支弁する。

(決算)

第31条 この会議の収支決算は、その年度末財産目録とともに監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第32条 この会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第33条 この規約は、総会において出席者の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第34条 この会議の解散は、理事会及び総会において、それぞれの出席者の4分の3

以上の同意を得なければならない。

2 解散の時に存する残余財産は、総会の議決を経てこの会議と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

第8章 雑 則

第35条 この規約の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

この規約は、昭和48年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和49年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和61年5月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成5年5月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成6年5月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年5月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年5月30日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年5月31日から施行する。

青少年育成埼玉県民会議規約細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、青少年育成埼玉県民会議規約（以下「規約」という。）第34条の規定に基づき、青少年育成埼玉県民会議（以下「県民会議」という。）の規約の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(入会申込書)

第2条 この会議に入会しようとするものは、様式第1号の入会申込書を提出しなければならない。

(退 会 届)

第3条 この会議を退会しようとするものは、様式第2号の退会届を提出しなければならない。

(会議の表決)

第4条 この会議の総会及び理事会の表決のうち、文書による表決及び代理人に表決を委任する場合の書面の様式は、次のとおりとする。

- (1) 文書表決書 様式第3号
- (2) 委 任 状 様式第4号

(会費の請求及び領収)

第5条 この会議の会費の請求及び領収は、様式第5号の会費納入通知書兼領収書により行うものとする。

(理事の選出方法)

第6条 理事は次のとおり選任するものとする。

- (1) 学識経験者の中から 8名以内
- (2) 青少年団体の代表者の中から 6名以内
- (3) 青少年育成団体の代表者の中から 5名以内
- (4) 市町村民会議の代表者の中から 16名以内

(理事選任に関する特例)

第6条の2 この会議に所属する団体等の代表である理事が変更した場合にあたっては、当該団体等から県民会議会長（以下「会長」という。）に提出する当該団体に係る代表者変更届の受理をもって、規約第7条に規定する手続きを経たものとみなす。

(事務局職員)

第7条 規約第15条の規定により、事務局に次の職員を置く。

事務局長	1名	主 幹	若干名
次 長	1名	局 員	若干名

2 職員の服務及び給与等については、埼玉県職員の例を参考に会長が別に定める。

(職務権限)

第8条 県民会議の業務は、会長の決裁を経てこれを行う。ただし、会長がその権限を委任した事項については、この限りではない。

第9条 前条ただし書の規定に基づき、事務局長の所掌する業務は、次のとおりとする。

- (1) 青少年育成県民運動事業の推進に関すること。
- (2) 事務局職員の人事に関すること。
- (3) 事務局職員の服務に関すること。
- (4) 県民会議予算案の作成に関すること。
- (5) 県民会議決算書の作成に関すること。
- (6) 予算執行に関すること。
- (7) 物品の調達、保管に関すること。
- (8) 事務局職員の旅行命令に関すること。
- (9) 職員の管理に関すること。

2 事務局長は、その権限の一部を、次長又は主幹に委任することができる。

(文 書)

第10条 県民会議の事務は、文書をもって処理することを原則とする。

2 文書の收受、発送は、簿冊を備えて記録整備するものとし、発送文書には「(暦年数字)青埼会第何号」の記号を付する。

3 收受文書は、受付簿に所要事項を記載し、文書の欄外に受付印を押して事務局長を経由して会長に供覧する。ただし、軽易なものは、この限りではない。

第11条 県民会議の職印は、次の掲げるものとし、事務局長の指定を受けた職員が管理する。

(1) 会 議 印

(2) 会 長 印

(3) 事務局長印

(財務会計)

第12条 県民会議の財務会計事務については、別に定める。

(費用弁償)

第13条 県民会議の役員及び事務局職員が、業務のため旅行するときは、費用弁償を行うものとする。

第14条 前条の費用弁償は、埼玉県職員旅費の支給例によるものとする。

(旅行命令の委任)

第15条 次長は、主幹及び局員の旅行を命令することができる。ただし、7日を超える旅行にあたってはこの限りではない。

第16条 次長不在の場合においては、主幹は、会計規程第11条第2項第2号の収支命令及び第17条の旅行命令を代決することができる。

(書類及び帳簿の様式)

第17条 会計規程第11条に定める収入何及び支出何、会計規程第35条に定める諸帳簿並びに第17条に定める旅行命令簿の様式は別に定める。

(その他)

第18条 この細則の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この細則は、昭和48年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和59年5月29日から施行する。

附 則

この細則は、昭和61年5月27日から施行する。

附 則

この細則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成15年5月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年5月20日から施行する。

様式第1号

入 会 申 込 書

令和 年 月 日

青少年育成埼玉県民会議会長 様

氏 名
(代表者名)
団 体 名
住 所
電 話 番 号 ()

下記のとおり貴会議に入会を申し込みます。

記

- 1 正 会 員
(1) 個 人
(2) 団 体

- 2 賛 助 会 員 ()
(1) 個 人
(2) 団 体

注) 該当の番号に○印をすること。

様式第2号

退 会 届

令和 年 月 日

青少年育成埼玉県民会議会長 様

氏 名
(代表者名)
団 体 名
住 所
電 話 番 号 ()

下記の理由により退会したいのでお届けします。

記

理 由

様式第3号

文 書 表 決 書

私は、令和 年 月 日開催の青少年育成埼玉県民会議

総 会に提出された案について、下記のとおり文書によって
理事会

表決します。

記

第1号 案	何々	賛否
第2号 案	何々	賛否

(○印をもってお示し下さい。)

令和 年 月 日

氏 名
(団体名)
住 所

青少年育成埼玉県民会議会長 様

青少年育成埼玉県民会議会費納入通知書兼領収書

令和 年度

〒

様

下記金額を納入してください。

令和 年 月 日

青少年育成埼玉県民会議

会長 大野 元裕 印

納入金額 ￥

納入通知番号

*下記銀行の本店及び各支店の窓口における納入の場合、手数料は**無料**です。

振込先

埼玉りそな銀行県庁支店 普通預金 182407

武蔵野銀行県庁前支店 普通預金 035330

通帳名義

青少年育成埼玉県民会議事務局次長

納期限 令和 年 月 日

埼玉県民生活部青少年課

(納入者保存)

納入済印

青少年育成埼玉県民会議会費振込依頼書

令和 年度

〒

様

下記金額を納入してください。

青少年育成埼玉県民会議

会長 大野 元裕

納入金額 ￥

納入通知番号

*下記銀行の本店及び各支店の窓口における納入の場合、手数料は**無料**です。

振込先

埼玉りそな銀行県庁支店 普通預金 182407

武蔵野銀行県庁前支店 普通預金 035330

通帳名義

青少年育成埼玉県民会議事務局次長

納期限 令和 年 月 日

埼玉県民生活部青少年課

(取扱銀行保存)

納入済印

青少年育成埼玉県民会議会費収入済通知書

令和 年度

〒

様

下記金額を収入しましたので通知します。

青少年育成埼玉県民会議

会長 大野 元裕

納入金額 ￥

納入通知番号

*下記銀行の本店及び各支店の窓口における納入の場合、手数料は**無料**です。

振込先

埼玉りそな銀行県庁支店 普通預金 182407

武蔵野銀行県庁前支店 普通預金 035330

通帳名義

青少年育成埼玉県民会議事務局次長

納期限 令和 年 月 日

埼玉県民生活部青少年課

(取扱銀行→取りまとめ店→
青少年育成埼玉県民会議
事務局)

納入済印

青少年育成埼玉県民会議会員名簿

正会員

個人(30名)

氏名	居住地
荒井 修二	さいたま市
岩田 浩一	松伏町
大木 祐一郎	桶川市
大澤 正	さいたま市
大鹿 良夫	久喜市
大野 松茂	狭山市
大野 元裕	さいたま市
大山 通夫	東松山市
奥田 昌利	蕨市
加藤 幸雄	久喜市
上岡 悦子	さいたま市
菊地 英雄	吉川市
小西 康道	入間市
小松 弥生	東京都千代田区
砂生 敏一	さいたま市

氏名	居住地
関根 由美子	新座市
高野 富男	本庄市
高野 路子	富士見市
高橋 圭史	さいたま市
高橋 光子	さいたま市
田沼 晴江	鴻巣市
西澤 泰男	所沢市
羽石 貴裕	富士見市
春野 すみれ	東京都新宿区
福田 光男	川口市
北條 住子	越谷市
宮内 智	久喜市
森 英夫	さいたま市
吉田 至	さいたま市
渡辺 俊夫	朝霞市

青少年団体（11団体）

団 体 名	〒	住 所	電話番号
(一社) ガールスカウト埼玉県連盟	330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎別館内	048(824)6879
(一社) 埼玉県子ども会連合会	330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎別館内	048(822)8621
埼玉県サイクリング協会	330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎別館内	048(824)2711
埼玉県スポーツ少年団	362-0031	上尾市東町3-1679 スポーツ総合センター内	048(779)5895
埼玉県青少年相談員協議会	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県県民生活部青少年課内	048(830)2912
埼玉県青年国際交流機構	350-1101	川越市市場956-1 富田様方	049(214)6114
埼玉県農業研究団体連合会 4H部	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県農林部農業支援課内	048(830)4052
埼玉県BBS連盟	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-16-58 さいたま保護観察所内	048(861)8287
埼玉県モラロジー青年連絡協議会	332-0034	川口市並木2-1-11-303	048(452)8277
(公財) 埼玉YMCA	359-1141	所沢市小手指町1-39-2	04(2939)5051
ボーイスカウト埼玉県連盟	330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎別館内	048(822)2463

青少年育成団体（24団体）

団 体 名	〒	住 所	電 話 番 号
埼玉県更生保護女性連盟	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-16-58 さいたま保護観察所内	048(863)5788
埼玉県交通安全対策協議会	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県県民生活部防犯・交通安全課内	048(830)2955
埼玉県高等学校長協会	330-0072	さいたま市浦和区領家5-3-3 埼玉県立浦和高等学校内	048(886)3000
埼玉県高等学校PTA連合会	330-0063	さいたま市浦和区高砂2-2-20 かぶらきビル5A	048(822)3690
埼玉県公民館連絡協議会	361-0032	行田市佐間3-24-7 行田市教育文化センター「みらい」内	048(552)0291
埼玉県公立小学校校長会	330-0021	さいたま市南区別所1-2-8 インテルU 403号室	048(711)9851
(一社)埼玉県里親会	330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎別館2階	048(764)8110
(社福)埼玉県社会福祉協議会	330-8529	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内	048(822)1191
埼玉県地域婦人会連合会	330-0075	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内2階	048(822)2466
埼玉県中学校長会	330-0062	さいたま市浦和区仲町2-13-8 ほまれ会館2階	048(832)7670
埼玉県図書館協会	360-0014	埼玉県熊谷市箱田5-6-1 埼玉県立熊谷図書館内	048(523)6291
埼玉県PTA連合会	330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎内	048(822)8561
(公社)埼玉県防犯協会連合会	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-13-3 埼玉県衛生会館内	048(824)1155
(一財)埼玉県民生委員・児童委員協議会	330-0075	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ3階	048(822)1197
(特非)埼玉県レクリエーション協会	362-0031	上尾市東町3-1679 スポーツ総合センター内	048(776)2421
埼玉県保護司会連合会	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-16-58 さいたま保護観察所内	048(861)0067
(一社)埼玉県私学協会	330-0063	さいたま市浦和区高砂4-13-20 埼玉私学教育研修会館内	048(863)2110
埼玉県私立小学校中学校高等学校保護者会連合会	330-0063	さいたま市浦和区高砂4-13-20 埼玉私学教育研修会館内 (一社)埼玉県私立中学高等学校協会事務局内	048(866)4478
NPO法人彩の国自然学校C'S	354-0032	富士見市渡戸1-15-20	070(5011)0042
日本赤十字社埼玉県支部	330-0062	さいたま市浦和区岸町3-17-1	048(789)7117
蓮田市青少年育成推進員連絡会	349-0193	蓮田市黒浜2799-1 蓮田市生涯学習部子ども支援課内	048(768)3111
埼玉こどもサポーターズコミュニティ	354-0024	富士見市ふじみ野東1-9-9 101	080(4373)0042
(恩賜財団)母子愛育会埼玉県支部	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県保健医療部健康長寿課内	048(830)3561
埼玉県青少年育成アドバイザー会議	354-0032	富士見市渡戸1-15-20	090(3433)3298

市町村民会議（４７団体）

団 体 名	〒	住 所	電 話 番 号
青少年育成さいたま市民会議	330-9588	さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局子ども育成部 子ども・青少年政策課内	048(829)1716
川越市青少年を育てる市民会議	350-8601	川越市元町1-3-1 川越市こども未来部こども育成課内	049(224)5724
熊谷市青少年健全育成市民会議	360-8601	熊谷市宮町2-47-1 熊谷市福祉部こども課内	048(577)8480
川口市青少年保護育成本部	332-8601	川口市中青木2-1-1 川口市子ども部青少年対策室内	048(258)1115
青少年育成秩父市民会議	368-8686	秩父市熊木町8-15 秩父市市民部生涯学習課内	0494(22)0420
青少年育成所沢市民会議	359-8501	所沢市並木1-1-1 所沢市こども未来部青少年課内	04(2998)9103
青少年育成飯能市民会議	357-8501	飯能市大字双柳1-1 飯能市教育委員会生涯学習課内	042(973)3681
加須市青少年育成市民会議	347-0006	加須市上三保2255 加須市教育委員会生涯学習課内	0480(62)1223
本庄市青少年育成市民会議	367-8501	本庄市本庄3-5-3 本庄市教育委員会生涯学習課内	0495(22)3248
青少年育成東松山市民会議	355-8601	東松山市松葉町1-1-58 東松山市こども家庭部こども支援課内	0493(63)5005
青少年育成春日部市民会議	344-8577	春日部市中央7-2-1 春日部市こども未来部こども育成課内	048(796)8193
青少年を育てる狭山市民会議	350-1380	狭山市入間川1-23-5 狭山市こども支援部青少年課内	04(2953)1111 内線5661
羽生市青少年育成市民会議	348-8601	羽生市東6-15 羽生市教育委員会生涯学習課内	048(561)1121 内線313
鴻巣市青少年健全育成市民会議	365-8601	鴻巣市中央1-1 鴻巣市こども未来部こども応援課内	048(577)5190
深谷市子どもサポート市民会議	366-8501	深谷市仲町11-1 深谷市こども未来部こども青少年課内	048(574)6646
上尾市青少年育成連合会	362-0037	上尾市上町2-14-19 上尾市子ども未来部青少年課内	048(776)2488
草加市青少年健全育成市民会議	340-0014	草加市住吉2-2-8 勤労青少年ホーム 草加市子ども未来部子ども青少年課内	048(928)6421
青少年育成越谷市民会議	343-8501	越谷市越ヶ谷4-2-1 越谷市子ども家庭部青少年課内	048(963)9308
青少年育成蕨市民会議	335-8501	蕨市中央5-14-15 蕨市教育委員会生涯学習スポーツ課内	048(433)7729
戸田市青少年育成市民会議	335-8588	戸田市上戸田1-18-1 戸田市こども健やか部児童青少年課内	048(441)1800 内線669
入間市青少年健全育成推進協議会	358-8511	入間市豊岡1-16-1 入間市こども支援部青少年課内	04(2964)1111
朝霞市青少年育成市民会議	351-8501	朝霞市本町1-1-1 朝霞市こども・健康部こども未来課内	048(463)2930
志木市青少年育成市民会議	353-8501	志木市中宗岡1-1-1 志木市教育委員会生涯学習課内	048(473)1111
青少年育成和光市民会議	351-0192	和光市広沢1-5 和光市教育委員会スポーツ青少年課内	048(424)9082

団 体 名	〒	住 所	電 話 番 号
桶川市青少年健全育成市民会議	363-8501	桶川市泉1-3-28 桶川市教育委員会生涯学習・スポーツ推進課内	048(788)4970
久喜市青少年育成市民会議	346-8501	久喜市下早見85-3 久喜市こども未来部こども育成課内	0480(22)1111 内線3313
北本市青少年育成市民会議	364-8633	北本市本町1-111 北本市教育委員会生涯学習課内	048(594)5565
青少年育成八潮市民会議	340-8588	八潮市中央1-2-1 八潮市教育委員会教育部社会教育課内	048(996)4285
富士見市青少年育成市民会議	354-0021	富士見市鶴馬1873-1 富士見市教育委員会教育部生涯学習課内	049(252)7138
三郷市青少年育成市民会議	341-0042	三郷市谷口570 青少年ホーム内 三郷市教育委員会青少年課内	048(953)1040
青少年育成坂戸市民会議	350-0292	坂戸市千代田1-1-1 坂戸市教育委員会社会教育課内	049(283)1473
鶴ヶ島市青少年健全育成連絡協議会	350-2292	鶴ヶ島市大字三ツ木16-1 鶴ヶ島市健康福祉部こども支援課内	049(271)1111 内線154
青少年育成日高市民会議	350-1292	日高市大字南平沢1020 日高市教育委員会生涯学習課内	042(989)2111
青少年育成吉川市民会議	342-0055	吉川市吉川1-21-13 吉川市教育委員会教育センター内	048(981)3863
青少年育成ふじみ野市民会議	356-8501	ふじみ野市福岡1-1-1 ふじみ野市こども元気健康部子育て支援課内	049(262)9033
伊奈町地域ぐるみ青少年健全育成推進協議会	362-8517	北足立郡伊奈町中央4-355 伊奈町生涯学習課内	048(721)2111 内線2542
青少年育成三芳町民会議	354-0041	入間郡三芳町藤久保1100-1 三芳町教育委員会社会教育課内	049(258)0019
毛呂山町青少年育成町民会議	350-0493	入間郡毛呂山町中央2-1 毛呂山町教育委員会生涯学習課内	049(295)2112 内線522
越生町青少年育成町民会議	350-0494	入間郡越生町越生917 越生町教育委員会生涯学習課内	049(292)3223
嵐山町青少年健全育成委員会	355-0215	比企郡嵐山町杉山1030-1 嵐山町教育委員会内	0493(62)0824
青少年育成横瀬町民会議	368-0072	秩父郡横瀬町大字横瀬4545 横瀬町教育委員会内	0494(25)0118
皆野町青少年健全育成協議会	369-1412	秩父郡皆野町大字皆野1423 皆野町教育委員会内	0494(62)4563
青少年健全育成長瀬町民会議	369-1304	秩父郡長瀬町大字本野上1035-1 長瀬町教育委員会内	0494(66)1800
神川町青少年町民会議	367-0292	児玉郡神川町大字植竹909 神川町町民福祉課内	0495(77)2112
上里町青少年健全育成町民会議	369-0392	児玉郡上里町大字七本木5518 上里町子育て共生課内	0495(35)1236
寄居町青少年健全育成町民会議	369-1292	大里郡寄居町寄居1180-1 寄居町教育委員会生涯学習課内	048(581)2121 内線532
松伏町青少年健全育成協議会	343-0192	北葛飾郡松伏町大字松伏2424 松伏町教育委員会教育文化振興課内	048(991)1873

青少年育成埼玉県民会議役員

(任期 令和6年5月31日 ~ 令和8年5月30日)

役職名	氏名	選任区分	所属団体等
会長	大野 元裕	学識経験者	埼玉県知事(個人正会員)
副会長	小松 弥生	学識経験者	個人正会員
	柿沼 トミ子	青少年育成団体	埼玉県地域婦人会連合会
	芦澤 吉一	市町村民会議	本庄市青少年育成市民会議
理事	砂生 敏一	学識経験者	個人正会員(埼玉新聞)
	高野 路子	学識経験者	個人正会員
	高橋 圭史	学識経験者	個人正会員(読売新聞さいたま支局)
	春野 すみれ	学識経験者	個人正会員
	二葉 薫	青少年団体	(一社)ガールスカウト埼玉県連盟
	飯島 孝子	青少年団体	(一社)埼玉県子ども会連合会
	渡邊 廣次	青少年団体	埼玉県サイクリング協会 (埼玉県青少年団体連絡協議会)
	長谷川 司	青少年団体	埼玉県スポーツ少年団
	太田 聡	青少年団体	(公財)埼玉YMCA
	山本 照恵	青少年団体	ボーイスカウト埼玉県連盟
	新井 孝太郎	青少年育成団体	埼玉県PTA連合会
	星野 明弘	青少年育成団体	(特非)埼玉県レクリエーション協会
	植田 富美子	青少年育成団体	(恩賜財団)母子愛育会埼玉県支部
	久世 晴雅	市町村民会議	青少年育成さいたま市民会議
	大山 宣治	市町村民会議	戸田市青少年育成市民会議
	鈴木 敬一郎	市町村民会議	青少年育成和光市民会議
	西内 一夫	市町村民会議	青少年育成三芳町民会議
	吉澤 力	市町村民会議	青少年育成吉川市民会議
	岡田 直人	市町村民会議	松伏町青少年健全育成協議会
	澁谷 光章	市町村民会議	桶川市青少年健全育成市民会議
	高橋 伸治	市町村民会議	北本市青少年育成市民会議
	山下 正雄	市町村民会議	川越市青少年を育てる市民会議
	平島 従徳	市町村民会議	青少年育成東松山市民会議
	須澤 一男	市町村民会議	青少年育成所沢市民会議
	小勝 裕真	市町村民会議	加須市青少年育成市民会議
	田沼 昭	市町村民会議	羽生市青少年育成市民会議
	丹治 美秋	市町村民会議	熊谷市青少年健全育成市民会議
坂本 哲男	市町村民会議	青少年育成秩父市民会議	
監事	羽石 貴裕	—	個人正会員
	宮内 智	—	久喜市青少年育成市民会議

(敬称略)

青少年育成埼玉県民会議小委員会委員

(任期：令和6年5月31日～令和8年5月30日)

氏名	所属団体等
小松 弥生【副会長】	学識経験者
高野 路子	学識経験者
二葉 薫	青少年団体（(一社)ガールスカウト埼玉県連盟）
山本 照恵	青少年団体（ボーイスカウト埼玉県連盟）
柿沼 トミ子【副会長】	青少年育成団体（埼玉県地域婦人会連合会）
星野 明弘	青少年育成団体（(特非)埼玉県レクリエーション協会）
久世 晴雅	市町村民会議（青少年育成さいたま市民会議）
澁谷 光章	市町村民会議（桶川市青少年健全育成市民会議）
芦澤 吉一【副会長】	市町村民会議（本庄市青少年育成市民会議）

『青少年を地域で見守り育てる』

私たちは青少年育成埼玉県民会議賛助会員（団体）として、次代を担う青少年健全育成活動を支援しています。

赤城乳業(株)、アゲインメディカルクリニック、(株)アドアニモ、アルディージャ後援会、(株)イワコー、浦和北ロータリークラブ、(株)エフエムナックファイブ、エモーショナルリンク(同)、化研興業(株)、カネパッケージ(株)、関東自動車(株)、関東信越税理士会埼玉県支部連合会、クリックアンドペイ(同)、ゲートメンズクリニック、(株)サイサン、埼玉医科大学、埼玉キワニスクラブ、埼玉県小売酒販組合連合会、埼玉縣信用金庫、埼玉県信用金庫協会、埼玉県ボウリング場協会、(株)埼玉シミズ、(株)埼玉新聞社、埼玉信用組合、埼玉トヨペット(株)、埼玉ホーチキ(株)、(株)埼玉りそな銀行、(株)シナブルリンク、(株)篠塚製作所、(学)城西大学、Star sea、(株)スライヴケア、生活衛生同業組合埼玉県映画協会、生活協同組合コープみらい、たっけーブログ、たつみ印刷(株)、(有)つじ、(株)テレビ埼玉、東洋パーツ(株)、(株)東和銀行、中沢乳業(株)、日本生命保険相互会社さいたま支社、(株)日本標準統合物流センター、(株)ハイデイ日高、羽石電気工業(株)、Humming Bird未来基金、東日本電信電話(株)埼玉事業部、平田精工ジャパン(株)、(株)広野、本田技研工業(株)埼玉製作所、(株)マイクロミニスター、増幸産業(株)、みはし(株)、(株)武蔵野銀行、(株)メディアグロース、森乳業(株)、(株)八木橋、ヤマノブログ編集局、(株)ラパヌイ、(株)LIFRELL、(株)Regalo

(6 1 団体)